

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年9月1日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/kikaku/mynumber/torikumi.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例(昭和48年沖縄県条例第41号)による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 10の項 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例(昭和48年沖縄県条例第41号)による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号) 第1条	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例第6条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。
⑦独自利用事務の関連規範		沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則